

案
単 価 契 約 書

1. 品 名 令和7年度四国森林管理局ヘリコプター運航請負業務
2. 予定総金額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇.ー
(うち、消費税及び地方消費税額 ¥〇〇〇,〇〇〇.ー)
3. 契約単価及び数量 別紙「単価内訳書」のとおり。(最低運行時間4時間)
4. 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日
5. 使用機種 標準機種はAS350B3型(乗客:5人乗り)とする。
6. 運航指示 様式1「ヘリコプター運航請負業務に係る指示書」による。
常時、指示後速やかに運航できる体制をとること。
7. 時間管理 様式2「運航記録書」により管理する。
8. 運航確認 搭乗者が運航記録書を確認し、記名する。
9. 運航範囲 四国森林管理局管内
10. 基地空港 〇〇空港
11. 支払場所 四国森林管理局
12. 契約保証金 免除する。
13. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 竹内 純一
(以下「甲」という。)と、請負者 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (以下
「乙」という。)は、次の条項により単価契約を締結し、その契約の成立を証するた
め本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)甲 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 竹内 純一

(請負者)乙 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇

契 約 条 項

(総 則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の単価契約に関し、この契約条項に基づき、別紙「特記仕様書」に従い、これを履行しなければならない。

(優先確保)

第2条 甲の指示により、任意の日程で定員が標準機種以上の機種での運航が可能となるよう、優先的に業務を遂行すること。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し等)

第4条 乙は、運航を行った場合は、月毎に様式3「運航実績報告書」に運航毎に作成した運航記録書の写しを添えて提出し、甲の検査を受けるものとする。

(請負代金の支払)

第5条 甲は検査に合格した業務の数量に契約単価を乗じて請負代金を確定し、乙に通知するものとする。

2 乙は前項の通知を受けた後、請求書を甲あてに提出するものとする。

ただし、契約期間最終月の3月分に係る請求書は、3月末をもって請求するものとする。

3 甲は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という）に当該請求金額を乙に対して支払うものとする。

4 甲の責に帰すべき理由により代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(予定数量の増減)

第6条 甲の発注する数量が、最低運航時間を下回らない範囲で、予定数量より増減することがあっても乙は異議を申し立てないものとする。

(損害賠償)

第7条 発注者または発注者の職員が、運航中に受けた生命または財産上の損害については、受注者はその損害の程度に応じて、これに相当する金額をもって賠償するものとし、賠償の額は発注者及び受注者が協議して定める。

(契約の解除等)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当すると認めたときは、この契約の一部または全部を、解除することができるものとする。

(1) この契約に関し、乙が不正行為をなしたとき。

- (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 前各号の外、正当な事由なく、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これにより生ずる乙の損害は、一切保証しない。

(違約金)

第9条 第12条の規定により解除した場合、乙は予定金額（予定数量に契約単価を乗じた金額）の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第11条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第12条 この契約書に定めない事項については、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第13条 本契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

- 2 前項の規定する第三者については、甲、乙、協議のうえ選定するものとする。

令和7年度四国森林管理局ヘリコプター運航請負業務単価契約内訳書

区分	数量	単位	単価	備考
作業運航	1	時間		
空輸運航	1	時間	作業運航単価×0.93809	
滞留運航(昼間)	1	時間	作業運航単価×0.66178	
滞留運航(夜間)	1	泊	作業運航単価×0.16779	

※上記の標準機種はA S 3 5 0 B 3型とする。

※空輸・滞留（昼間）・滞留（夜間）の運航単価は、作業運航単価に上記比率を乗じて決定するものとし、100円未満は四捨五入とする。

別紙

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、四国森林管理局が実施する「ヘリコプター運航請負業務」に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、災害発生時等に、地上から現地確認が不可能な現場を上空から視察し、山地荒廃状況の把握及び対策事業計画の検討に資することを目的とする。

(優先確保)

第3条 四国森林管理局の指示があったときには、速やかに運航が可能となるよう、優先的に次条で定める標準機種以上の定員を有する機体を確保するものとする。

(業務内容)

第4条 四国森林管理局の指示により、ヘリコプターの運航をおこなうこととする。なお、運航計画については、四国森林管理局と受注者で協議の上決定するものとする。

2 標準機種は、AS350B3型(乗客：5人乗り)とするが、四国森林管理局が了承した場合は、標準機種以外での運航も可とする。

(契約単価)

第5条 単価は1時間当たりの標準機種の作業運航料金とし、空輸運航単価、滞留運航単価及び標準機種以外の各種単価については、入札単価と当局決定予定単価から比例算出して定めるものとする。

(運航料金)

第6条 運航料金は、前条によって算定した単価に運航時間を乗じて算出し、円未満の端数は、切り捨てとする。

なお、1分当たりの単価は、運航料金の1時間当たり単価の60分の1とし、円未満の端数は、切り捨てとする。

2 運航時間は、運航実績報告書及び運航記録書により、分単位とする。

3 支払いは月毎とし、支払請求があった日から30日以内に支払いを行うものとする。

(代替機の運航料金)

第7条 受注者の都合により、標準機種以外(同等以上)の機種で運航した場合は、標準機種A S 3 5 0 B 3型(5人乗り)の料金で算出するものとする。

(最低運航時間)

第8条 契約期間内の最低運航時間は、4時間とする。

(ヘリポートの確保)

第9条 ヘリポートは、様式1により四国森林管理局の指示する場所に契約期間を通して確保するものとし、臨時場外離着陸場の申請は、受注者が行うものとする。

また、申請に必要な経費は、契約額に含まれているものとする。

2 前項のヘリポートに必要な用地の借上は受注者が行い、必要な経費は四国森林管理局が負担するものとする。

(基地)

第10条 基地となる空港は、四国森林管理局と受注者間で協議の上、決定するものとする。

(環境負荷低減への取組)

第11条 請負者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

別 紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式1)

ヘリコプター運航請負業務に係る指示書

運航	予定	確認	備考
日時	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分	
場所			
搭乗者	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
指示者 : 四国森林管理局 計画保全部 治山課長			

運航	予定	確認	備考
日時	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分	
場所			
搭乗者	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
指示者 : 四国森林管理局 計画保全部 治山課長			

運航	予定	確認	備考
日時	令和 年 月 日 時 分	令和 年 月 日 時 分	
場所			
搭乗者	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
	氏名	氏名	
指示者 : 四国森林管理局 計画保全部 治山課長			

注 : 別途図面により、運航空路を示すこと。

(様式2)

運航記録書(令和 年 月 日)

空 輸	時 間	時 分～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	発着地点	発： 着：
作 業	時 間	時 分～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	作業内容	
	搭乗者	氏名
作 業	時 間	時 分～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	作業内容	
	搭乗者	氏名
作 業	時 間	時 分～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	作業内容	
	搭乗者	氏名
作 業	時 間	時 分～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	作業内容	
	搭乗者	氏名
作 業	時 間	時 分 ～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	作業内容	
	搭乗者	氏名
空 輸 (写真撮影 含む)	時 間	時 分 ～ 時 分
	機 種	
	パイロット名	
	発着地点	発： 着：
滞 留 (昼間)	時 間	時 分 ～ 時 分
	機 種	
	場 所	空港
滞 留 (夜間)	時 間	時 分 ～ 時 分
	機 種	
	場 所	空港
確認者： 四国森林管理局 官職		氏名

別 紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

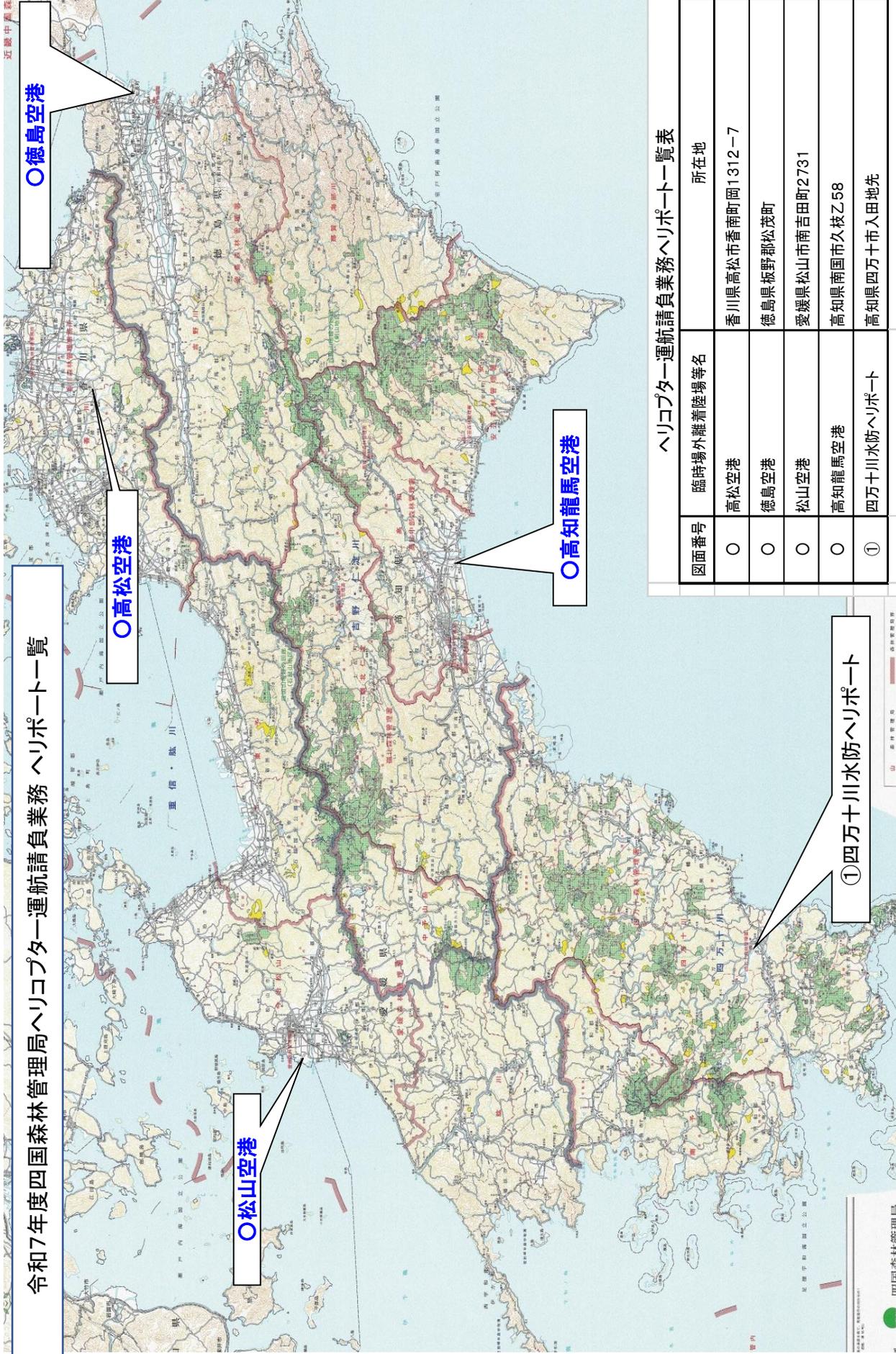
第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和7年度四国森林管理局ヘリコプター運航請負業務ヘリポート一覧



ヘリコプター運航請負業務ヘリポート一覧表

図面番号	臨時場外離着陸場等名	所在地
○	高松空港	香川県高松市香南町岡1312-7
○	徳島空港	徳島県板野郡松茂町
○	松山空港	愛媛県松山市南吉田町2731
○	高知龍馬空港	高知県南国市久枝乙58
①	四万十川水防ヘリポート	高知県四万十市入田地先

①四万十川水防ヘリポート